

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
三朝町	余戸集落	令和4年12月20日	—

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	8.33ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	7.70ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0.32ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.26ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.25ha
(備考) ・耕地面積は、余戸地域内の水田台帳を元に集計	

## 2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の集落内の農家の経営者はいるが、農業の後継者という点では目途がついているとはいえない状況。</li> <li>・農業関係のソウゴト〔水路の泥揚げ・清掃 等〕についても、農地を所有していても、全部を他に貸している人は集落に残っている者は高齢者であることから、参加者の高齢化や出席者の減少もあり、年々作業を行うことが厳しくなっている。</li> <li>・また、今後農業機械の更新は行わない意向の農業者がほとんどのため、基幹作業を委託する経営体が必要。</li> <li>・昭和40年代の基盤整備事業のため、用水路、排水路や農道、畦道などの農業インフラの老朽化が顕著で、水路の水漏れや農道の舗装の痛み、暗渠排水の効きが悪い等の影響が出てきており、農業の継続が難しいほ場も散見される。</li> <li>・イノシシを中心とした、有害鳥獣の被害が目立ってきており、山沿いのほ場では、営農を諦める農家も出てきている。</li> </ul>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・水稻の栽培自体は集落の各人で管理はある程度可能だと考えているが、基幹作業を行う機械が壊れた場合に更新する意向の農業者はほほいないため、集落内の認定農業者及び町内の第3セクター企業に基幹作業(特に収穫作業)は委託を進めていく。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水田転作については、退職して本格的に就農した方が、三朝神倉大豆とブロッコリーで経営面積を伸ばしてきているので、集落内の大豆やブロッコリー栽培に適している農地については、積極的に集積に協力をする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年増加している鳥獣被害については、電気柵やメッシュ柵の設置を集落の作業で行うことで、集落内の守るべき農地を確定するとともに、集落で狩猟員の資格免許の取得の補助を行い、捕獲についても積極的にいき、被害の軽減に努める。</li> </ul>

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状 (令和3年)		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲	0.803 ha	水稲	0.786 ha	余戸
	B	水稲・大豆・ブロッコリー	1.94 ha	水稲・大豆・ブロッコリー	2.45 ha	余戸
認農	C	水稲・大豆	0.458 ha	水稲・大豆	0.23 ha	三朝町全域
計	3経営体		3.201 ha		3.466 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。  
 注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。  
 注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>・現在の集落の農業経営者は60代が中心のため、現在の体制でも10年程度は、中山間直払や多面的機能支払制度の拡充や継続があれば、水稲の栽培は続けていくことは可能だと考えており、これらの日本型直払制度を最大限に活用していく。</p>
<p>・積極的に水稲栽培の拡大志向の農業者が近隣にいないため、農地については貸し借りよりも、基幹作業の作業受委託を進める方向での作業の集積という形としたい。</p>
<p>・農業用インフラの老朽化が進んでいるので、活用できる補助事業で修繕や維持管理ができれば良いのであるが、自己負担の問題もあり、どのようにインフラの維持を考えて行くかは大きな問題。</p>
<p>・現在、町内でも三朝神倉大豆とブロッコリーについては有数の取組集落となってきたことから、栽培適地については積極的に転換を図って行きたいが、排水の悪い水田が多く、排水対策と共に基盤整備での対応も検討する必要がある。</p>
<p>・鳥獣被害防止対策については、集落内で守るべき農地を確定した上で、電気柵やメッシュ策による被害防止を行い、鳥獣被害で離農することがないように努める。                  ・また、狩猟罫の免許取得を集落で補助することで、集落内での捕獲体制の構築等に取り組む。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。  
 なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。